



平成27年5月12日

各 位

会社名 日本信号株式会社
 代表者名 代表取締役社長 降旗 洋平
 (コード番号:6741 東証第一部)
 問合せ先 総務部長 久保 昌宏
 (TEL 代表 03-3217-7200)

定款の一部変更及び商号の英文表記変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、平成27年6月24日開催予定の第132回定時株主総会に定款一部変更の件を付議することを決議いたしました。

また、本件定款変更が第132回定時株主総会で承認されることを条件に、商号の英文表記を変更することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ①商号の英文表記を変更するため、定款第1条（商号）を変更するものであります。
- ②当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社定款第27条（社外取締役との責任限定契約）及び第36条（社外監査役との責任限定契約）を規定しております。
 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたため、当社定款第27条及び第36条の規定の一部を変更するものであります。

(2) 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は日本信号株式会社と称する。 英文ではThe Nippon Signal Company, Limitedと表示する。	(商号) 第1条 当社は日本信号株式会社と称する。 英文ではNippon Signal Company, Limitedと表示する。
(社外取締役との責任限定契約) 第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役との責任限定契約) 第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(社外監査役との責任限定契約) 第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役との責任限定契約) 第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

NIPPON SIGNAL

2. 商号の英文表記変更

(1) 変更の理由

事業のグローバル化に伴い、商号の英文表記を一般的な表記に変更するものであります。

(2) 新英文表記

N i p p o n S i g n a l C o m p a n y , L i m i t e d

(注) 商号 (和文表記) に変更はありません。

(3) 変更予定日

平成27年6月24日 (水)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月24日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成27年6月24日 (予定)

以 上